

-(旧) 1 6歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に、幼児(6 歳未満) 1 人を乗車させることができる

(新)<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>者1人

と緩和されました。(上図のとおり) ※道路交通法第57条 東京都道路交通規則第10条

**NO!!** きな





前後一人ずつ、さらに おんぶ

子供の命を守るため

〇ヘルメットを被せる

○座席のシートベルトの着用

をお願いします。

子供の命を守るのは

親の責務です。

ルールを守って正しく乗りましょう。

16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗せる場合には「幼児2人同乗用自転車」 (運転者のための乗車装置及び特別の構造又は装置を有する自転車)を使わなければいけません。「幼児2人 同乗用自転車」以外の自転車の前後に幼児用座席を取付けて乗せることはできません。

賏

※すでに2人を乗せている場合には、運転者はさらに幼児を背負って運転することはできません。

子どもを前抱っこして電動アシスト自転車を運転し、転倒して抱っこしていた子どもが頭を強く打ち付け、亡 くなってしまうという悲しい事故が起きています。正しい自転車の乗せ方を守って、子どもを守りましょう!





















